

リーディング企業育成支援事業費補助金（投資分）交付要項

（趣 旨）

第1条 知事は、リーディング企業の育成を推進するうえで重要と認められる、企業の県内における生産拡大を促進するための助成措置を講じることにより、次代の県経済を力強くけん引していくリーディング企業の更なる創出を図ることを目的に、この要項で指定する事業所を新設又は増設するものに対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

（定 義）

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）リーディング育成企業 リーディング育成支援事業推進要綱第2条第3号に規定する企業をいう。
- （2）サブ・リーディング育成企業 リーディング育成支援事業推進要綱第2条第4号に規定する企業をいう。
- （3）セミコンダクタ、モビリティ、グリーン、フード&ライフ、社会・システム関連業 別表1に掲げる日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）で半導体関連、自動車関連、新エネルギー・省エネルギー・環境関連、食品・医薬品等関連、情報通信関連の業種のもをいう。
- （4）一般製造業 日本標準産業分類に掲げる製造業のうち第3号に掲げる業種以外のものをいう。
- （5）事業所等 第3号及び第4号に掲げる業を営むための事業所及び工場をいう。
- （6）固定資産 事業所等に必要な地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する固定資産をいう。ただし、土地を除く。
- （7）投下固定資産額 前号の固定資産の消費税を含まない固定資産台帳の取得価額とする。
- （8）リース資産 第6号の固定資産を法人税法（昭和40年法律第34号）第64条の2第3項に規定するリース取引により導入するものをいう。
- （9）投下リース資産額 前号のリース資産の取得価額をいう。
- （10）新規雇用者 事業所等の操業開始に伴い、当該事業所等に新たに従事する者（日々雇い入れられる者を除く。）をいう。
- （11）正社員 前号の新規雇用者のうち、労働基準法第14条に規定する労働契約において期間の定めのない常用従業員をいう。
- （12）非正規社員 第10号の新規雇用者のうち、前号の正社員を除く者をいう。
- （13）新設 補助対象企業が当該事業所等の敷地以外に新たに事業所等を設置すること、又は新たに当該事業所等と異なる業種の独立した事業所等を設置することをいう。
- （14）増設 補助対象企業が製造等の能力を増加させるための事業所等を設置することをいい、新設以外のものをいう。

（補助対象企業）

第3条 補助の対象となる企業はリーディング育成企業又はサブ・リーディング育成企業（以下「リーディング育成企業等」という。）のうち、次の第1号又は第2号に定める要件を満たし、事業所等を新設又は増設しようとするものとする。ただし、熊本県地場企業立地促進補助金の対象となるものを除く。

- （1）セミコンダクタ、モビリティ、グリーン、フード&ライフ、社会システム関連業、

一般製造業を営むリーディング育成企業等で、投下固定資産額と投下リース資産額の合計が5千万円以上で、かつ、新規雇用者が5人以上であるもの。

(2) 事業所等を新設する場合は、第4条に基づく認定を受けた日又は用地を取得した日のいずれか遅い方(以下「認定等の日」という。)から5年以内に、増設の場合は、認定等の日から3年以内に操業が開始されるものであること。

- 2 前項第1号の新規雇用者の算定において、熊本県に県民税を賦課徴収されていない者にあっては含めない。
- 3 第1項第1号の新規雇用者数の算定において、事業所等を設置した者が50%以上出資している法人等により当該事業所等の操業が行われる場合、同法人等が雇用した者を含む。
- 4 第1項1号の新規雇用者数の算定において、事業所等を設置した者が100%出資している法人等が雇用した者を含む。

(適用事業所及び認定の申請)

第4条 知事は、新設又は増設された事業所等が前条に該当するときは、当該事業所等をこの要項を適用する事業所等(以下「適用事業所」という。)として認定する。

- 2 前項による適用事業所の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事業所等の建設工事に着手する日までに適用事業所認定申請書(別記第1号様式)を提出しなければならない。
- 3 前項の申請書を受理した場合において、第1項の規定による認定をしたときは、当該申請者に対し、適用事業所認定書(別記第2号様式)を交付するものとする。

(適用事業所の指定の申請)

第5条 前条による適用事業所の認定を受けた申請者は、事業所等の操業開始前30日までに適用事業所指定申請書(別記第3号様式)を提出しなければならない。

- 2 前項の申請書を受理した場合において、第1項の規定による指定をしたときは、当該申請者に対し、適用事業所指定書(別記第4号様式)を交付するものとする。

(事業開始の報告)

第6条 適用事業所指定書の交付を受けた者は、当該適用事業所の操業開始後10日以内に事業開始報告書(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付対象経費)

第7条 補助金の交付対象となる経費は、第4条第1項の認定を受けたリーディング育成企業等が、事業所等を新設又は増設するために要した投下固定資産額とする。なお、補助金の交付対象となる固定資産は、固定資産台帳の取得年月日が第4条第3項の適用事業所認定の日から第6条の操業開始日の間に限る。

(補助率及び補助金の限度額)

第8条 補助対象経費に対する補助率及び補助金の限度額は、次のとおりとする。

業種	補助率	限度額
セミコンダクタ関連 モビリティ関連 グリーン関連 フード&ライフ関連 社会システム関連	3%	6千万円

一般製造業	2%	4千万円
-------	----	------

(補助金の交付申請)

- 第9条 規則第3条第1項の申請書は、別記第6号様式によるものとする。
 2 規則第3条第2項の添付書類は、事業実績報告書(別記第7号様式)とする。
 3 第1項の申請書の提出期限は、当該適用事業所の操業開始後1年以内とする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

- 第10条 知事は、前条第1項の申請書を受理したときは、当該申請に係る書類及び実地検査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定(以下「交付決定」という。)し、補助金額を確定するものとする。
 2 前項の規定による交付決定及び額の確定の通知は、補助金交付決定及び額の確定通知書(別記第8号様式)により行うものとする。
 3 第1項の規定による補助金の交付は、知事の指定する期間内に分割して交付することができる。
 4 申請者が前項の規定により定められた期間内において、適用事業所を廃止したときは、当該廃止した年度以後の補助金の交付を行わないものとする。
 5 申請者が前2項の規定により定められた期間内において、適用事業所を休止したときは、当該休止した年度以降の補助金の全部又は一部の交付を行わないことができる。

(補助金の請求等)

- 第11条 規則第16条第1項の請求書は、別記第9号様式によるものとする。

(補助金の返還等)

- 第12条 知事は、適用事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
 (1) 操業開始後2年以内に事業を休止し、又は廃止したとき。
 (2) その他知事が必要と認めたとき。

(財産処分の制限)

- 第13条 規則第21条第2項に規定する別に定める財産は、次のとおりとする。

財 産 名	財産の処分を制限する期間
第2条第8号に規定する固定資産	それぞれの減価償却資産としての耐用年数

(証拠書類の保管期間)

- 第14条 規則第23条に規定する別に定める期間は5年とする。

(雑 則)

- 第15条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行日等)

- 1 この要項は、平成24年7月25日から施行する。

附 則
(施行日等)

- 1 この要項は、平成 2 5 年 7 月 1 日から施行し、平成 2 5 年 4 月 1 日から適用する。

別 表 1 (第 2 条 関 係)

分野	日本標準産業分類			
	大分類	中分類	小分類	細分類
自動車 関連	製造業	プラスチック製品製造業	工業用プラスチック製品製造業	電気機械器具用プラスチック製品製造業
				輸送機械器具用プラスチック製品製造業
				その他の工業用プラスチック製品製造業
				工業用プラスチック製品加工業
			その他のプラスチック製品製造業	他に分類されないプラスチック製品製造業
		ゴム製品製造業	タイヤ・チューブ製造業	自動車タイヤ・チューブ製造業
			ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	工業用ゴム製品製造業
			その他のゴム製品製造業	他に分類されないゴム製品製造業
		なめし革・同製品・毛皮製造業	工業用革製品製造業	工業用革製品製造業
			その他のなめし革製品製造業	その他のなめし革製品製造業
		窯業・土石製品製造業	ガラス・同製品製造業	板ガラス加工業
				その他のガラス・同製品製造業
			その他の窯業・土石製品製造業	他に分類されない窯業・土石製品製造業
		金属製品製造業	洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	その他の金物類製造業
			金属素形材製品製造業	アルミニウム・同合金プレス製品製造業
				金属プレス製品製造業
			金属被膜・彫刻業・熱処理業	金属製品塗装業
				溶融めっき業
				電気めっき業
				金属熱処理業
				その他の金属表面処理業
		ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ製造業	
		その他の金属製品製造業	金属製スプリング製造業	
			他に分類されない金属製品製造業	
		電気機械器具製造業	産業用電気機械器具製造業	内燃機関電装品製造業
				その他の産業用電気機械器具製造業
電池製造業	蓄電池製造業			
その他の電気機械器具製造業	その他の電気機械器具製造業			
輸送用機械器具製造業	自動車・同附属品製造業	自動車製造業		
		自動車車体・附属車製造業		
		自動車部分品・附属品製造業		
	その他の輸送用機械器具製造業	他に分類されない輸送用機械器具製造業		
製造業	生産用機械器具製造業	半導体・フラットディスプレイ製造装置製造業	半導体製造装置製造業	
			フラットパネルディスプレイ製造装置製造業	
		その他の生産用機械・同部分品製造業	真空装置・真空機器製造業	
			ロボット製造業	
	他に分類されない生産用機械・同部分品製造業			

		電気機械器具製造業	電子応用装置製造業	その他の電子応用装置製造業	
			その他の電気機械器具製造業	その他の電気機械器具製造業	
		情報通信機械器具製造業	通信機械器具・同関連機械器具製造業	その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業	
			電子計算機・同附属装置製造業	電子計算機製造業	
				パーソナルコンピュータ製造業	
				外部記憶装置製造業	
				印刷装置製造業	
				表示装置製造業	
				その他の附属装置製造業	
		電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子デバイス製造業		電子管製造業
					光電変換素子製造業
					半導体素子製造業
	集積回路製造業				
	液晶パネル・フラットパネル製造業				
電子部品製造業			抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業		
			音響部品・磁気ヘッド・小型モータ製造業		
			コネクタ・スイッチ・リレー製造業		
記録メディア製造業			半導体メモリメディア製造業		
電子回路製造業			電子回路基板製造業		
		電子回路実装基板製造業			
ユニット部品製造業		電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業			
		その他のユニット部品製造業			
その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業		その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業			
その他の製造業		他に分類されないその他の製造業			
新エネルギー・省エネルギー・環境関連	製造業	電気機械器具製造業	電池製造業	蓄電池製造業	
			その他の電気機械器具製造業	その他の電気機械器具製造業	
	輸送用機械器具製造業	自動車・同附属品製造業		自動車製造業	
				自動車車体・附随車製造業	
				自動車部分品・附属品製造業	
		その他の輸送用機械器具製造業	他に分類されない輸送用機械器具製造業		
	生産用機械器具製造業	基礎素材産業用機械製造業	化学機械・同装置製造業		
		半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業	半導体製造装置製造業		
			フラットパネルディスプレイ製造装置製造業		
	その他の生産用機械・同部分品製造業		他に分類されない生産用機械・同部分品製造業		
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子デバイス製造業		半導体素子製造業	
				液晶パネル・フラットパネル製造業	
		その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業		その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	

		電気機械器具製造業	電気計測器製造業	
			その他の電気機械器具製造業	
		プラスチック製品製造業	プラスチック成形材料製造業	廃プラスチック製品製造業
		ゴム製品製造業	その他のゴム製品製造業	再生ゴム製造業
		その他の製造業	他に分類されない製造業	他に分類されないその他の製造業
情報通信 関連	製造業	情報通信機械器具製造業	通信機械器具・同関連機械器具製造業	その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業
		情報サービス業	ソフトウェア業	受託開発ソフトウェア業
			組込みソフトウェア業	
			パッケージソフトウェア業	
			ゲームソフトウェア業	
		情報処理・提供サービス業	情報処理サービス業	その他の情報処理・提供サービス業
食品・医薬 品等関連	製造業	食料品製造業		
		飲料・たばこ・飼料製造業		
		生産用機械器具製造業	生活関連産業用機械製造業	食品機械・同装置製造業
		電気機械器具製造業	電子応用装置製造業	医療用電子応用装置製造業
	電気計測器製造業		医療用計測器製造業	
		業務用機械器具製造業	医療用機械器具・医療用品製造業	医療用機械器具製造業
				歯科用機械器具製造業
				医療用品製造業
				歯科材料製造業
		化学工業	医薬品製造業	医薬品原薬製造業
				医薬品製剤製造業
				生物学的製剤製造業
				生薬・漢方製剤製造業
				動物用医薬品製造業
			その他の化学工業	農薬製造業
			試薬製造業	
	その他の製造業	他に分類されない製造業	他に分類されないその他の製造業	

別記第1号様式（第4条関係）

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 所在地

名 称

代表者氏名

印

適用事業所認定申請書

リーディング企業育成支援事業費補助金（投資分）交付要項第4条第2項の規定により適用事業所として認定を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 事業計画概要（別紙）
- 2 その他、事業計画書を補足説明するための参考資料（事業計画書、図面等）

事業計画概要

1 会社概要

- (1) 会社名
- (2) 本社所在地
- (3) 代表者
- (4) 製品名
- (5) 資本金
- (6) 従業員数
- (7) 売上高
- (8) 工場数

2 事業計画概要

- (1) 事業所名
- (2) 所在地
- (3) 用地面積
- (4) 事業計画

区 分	建設計画			
	期	期	期	合計
工場建築面積 (m ²)				
投資金額 (百万円)				
従業員 (正規) (人)				
従業員 (非正規) (人)				
工事着工時期				

- (5) 操業開始時期
- (6) 事業種目
- (7) 製品品目
- (8) 付加価値額

年 度	初年度	2年度	3年度
金額 (百万円)			

付加価値額とは、決算に基づき算定した営業利益、人件費及び減価償却費の合計金額をいいます。

- (9) 主たる用途
- (10) 主たる取引先

3 資金調達計画概要

設 備 費		調 達 源 泉			
区 分	金 額	調達区分	金 額		
			年度	年度	年度
土 地					
建 物					
構 造 物					
機 械 装 置					
そ の 他					
計					

別記第2号様式(第4条関係)

産支第 号
平成 年 月 日

(企業名)

(代表者名) 様

熊本県知事

適用事業所認定書

リーディング企業育成支援事業費補助金(投資分)交付要項第4条第1項の規定により、適用事業所として下記のとおり認定します。

記

1 事業所の名称

2 事業所の所在地

3 本社の所在地

4 代表者氏名

5 事業種目

6 認定についての条件

(1) 平成 年 月 日申請に係る施設等について適用します。

(2) 公害関係法令の規定に違反し、勧告及び改善命令に従わない場合においては、適用事業所の認定を取り消します。

別記第3号様式（第5条関係）

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 所在地

名 称

代表者氏名

印

適用事業所指定申請書

リーディング企業育成支援事業費補助金（投資分）交付要項第5条第1項の規定により適用事業所として指定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業所の名称
- 2 事業所の所在地
- 3 本社の所在地
- 4 代表者氏名
- 5 事業種目
- 6 設置に要する資金総額
- 7 投下固定資産額（土地代を除く）
- 8 常時使用する従業員数
- 9 操業開始予定年月日

〔適用事業所指定申請書添付書類〕

事業所設置計画書

本社所在地

(電話)

会社名

代表者氏名

担当者職

氏名

目 次

一	会社概要
1	会社名
2	業 種
3	会社の沿革
	イ 企業化の経緯
	ロ 設立後の経過
4	資本金の推移
5	工場等概要
6	役員略歴
7	主要株主
8	取引銀行
9	生産製品の数量及び金額並びに売上実績
10	主要原材料及び製品の取引先
11	公共団体等からの研究補助金、助成措置等の有無
12	決算報告書（別添）
二	新增設計画
1	建設概要
2	建設計画
	イ 工事内容
	ロ 設備工事明細
3	需要予想
4	生産，販売計画
5	労務計画
6	資金調達計画
7	収支計画並びに借入金返済計画
8	工場等用地の位置図
9	工場等の建屋の平面図
10	工場等の主要施設の配置図

一 会社概要

1 会社名

2 業種

3 会社の沿革

イ 企業化の経緯

ロ 設立後の経過

4 資本金の推移

資本の額	増資年月日	備考

5 工場等概況

区分	所在地	敷地面積	建坪	従業員数	製造品名
本社					
工場等					
工場等					
工場等					

6 役員略歴

役職名	氏名	生年月日	略歴

7 主要株主 額面

氏名	住所	持株数	金額	備考

8 取引銀行

区分	借入額				預金額		
	設備	運転	つなぎ	合計	当座	普通	合計
銀行							
銀行							

9 生産品の数量及び金額並びに売上実績

年度 製品名	年			年			年		
	生産品		販売 金額	生産品		販売 金額	生産品		販売 金額
	数量	金額		数量	金額		数量	金額	

10 主要原材料及び製品の取引先

主要原材料関係		主要製品関係	
品名	購入先	品名	取引先

1 1 公共団体等からの研究補助金、助成措置等の有無

1 2 決 算 報 告 書 （別紙添付）

貸借対照表

損益計算書

□ 設備工事明細

区 分	仕 様	数 量	単 価	金 額	備 考
1. 土 地					
取得費					
整地費					
2. 建 物					
事務所					
工場					
倉 庫					
車 庫					
宿 舎					
3. 構 築 物					
4. 機 械 及 び 装 置					
5. 工 具					
6. 器 具 及 び 備 品					
7. 車 輜					
計					

記載事項

- (1) 土地、建物については、工場等、事務所、寄宿舍等、その使用目的で区分してください。
- (2) 特に工場等建物と事務所が1棟となっている場合は、内訳を算定明記してください。
- (3) 公害防止施設（防塵装置、排水浄化装置等）については、特記してください。

3 需 要 予 想 （市況概況、将来の需要等について記述して下さい。）

4 生産、販売計画

品名	年度	年（初年度）		年		年		備考
		数量	金額	数量	金額	数量	金額	
計								

5 労務計画

区分		年（初年度）			年			年			備考
		総員	内転換	内採用	総員	内転換	内採用	総員	内転換	内採用	
管理部門	男										
	女										
工場等事務	男										
	女										
新增設工場等	男										
	女										
既存工場等	男										
	女										
計	男										
	女										

（注）初年度の新規採用分についての雇用資格条件については特記してください。

（年齢制限、学歴、男女別、賃金等）

6 資金調達計画

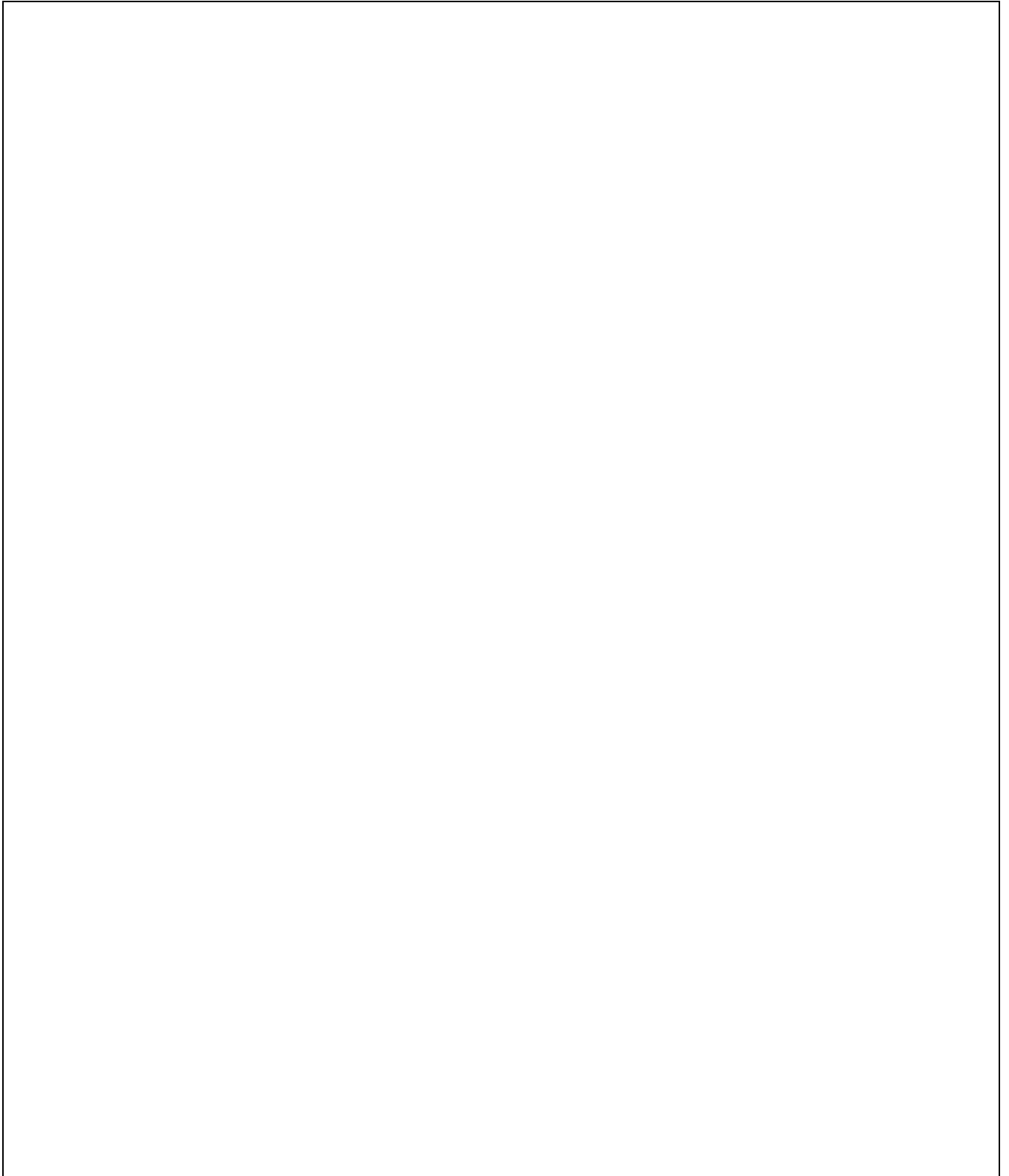
設備費		調達源泉						
区分	金額	調達区分	金額					
			年度	年度	年度	年度	年度	
土地								
建物								
構造物								
機械装置								
その他								
計								

7 収支計画並びに借入金返済計画

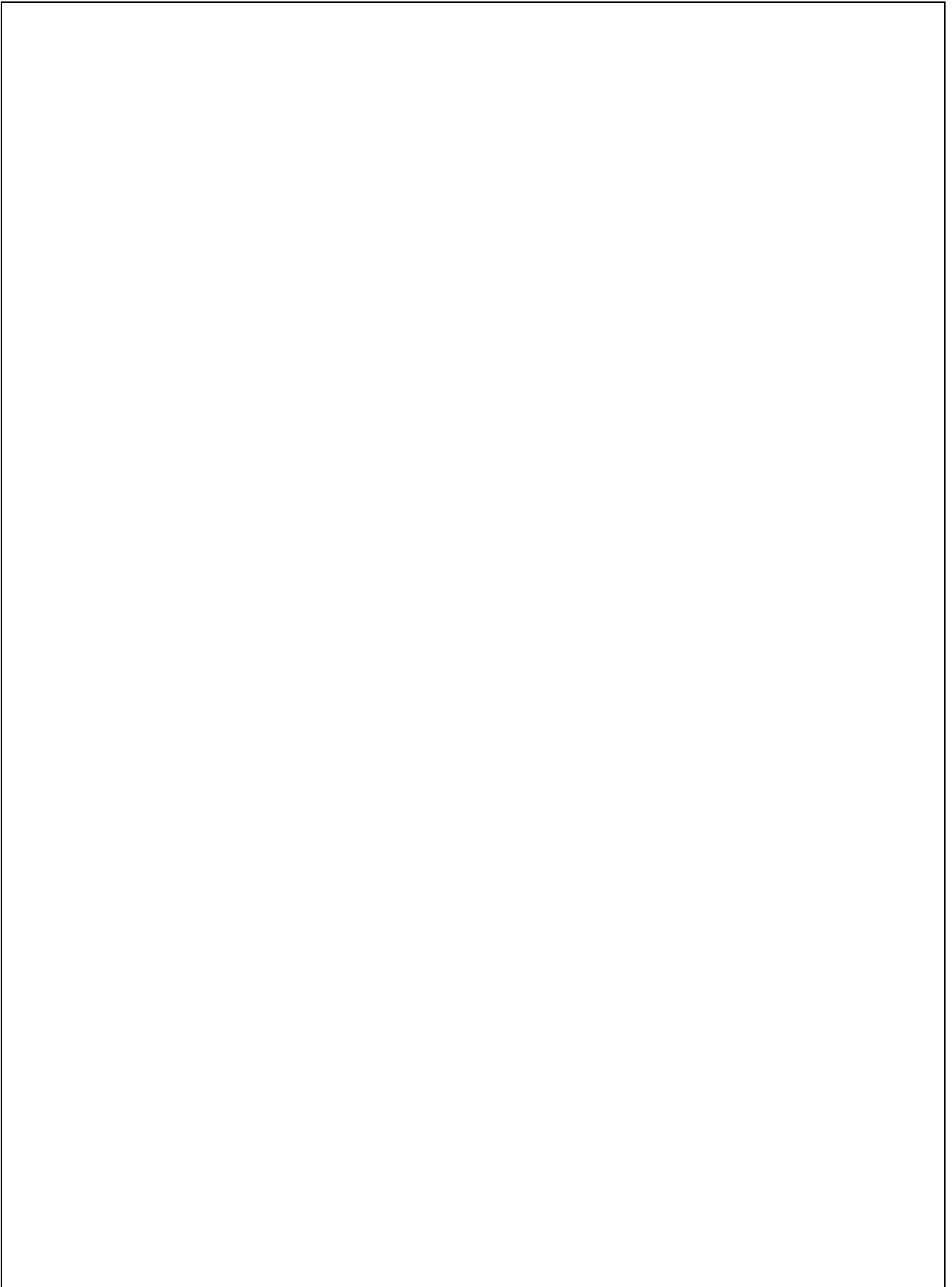
科目		年度					備考
		年	年	年	年	年	
収入の部	販売収入						
	計						
支出の部	原材料費 労務費 外注加工費 工場等経費						
	小計						
	一般管理販売費 支払利息						
	小計						
計							
差引							
借入金返済	銀行						
次期繰越							

8 工場等用地の位置図

(注) 所在市町村の5万分の1程度の地図に
工場位置を明記してください。

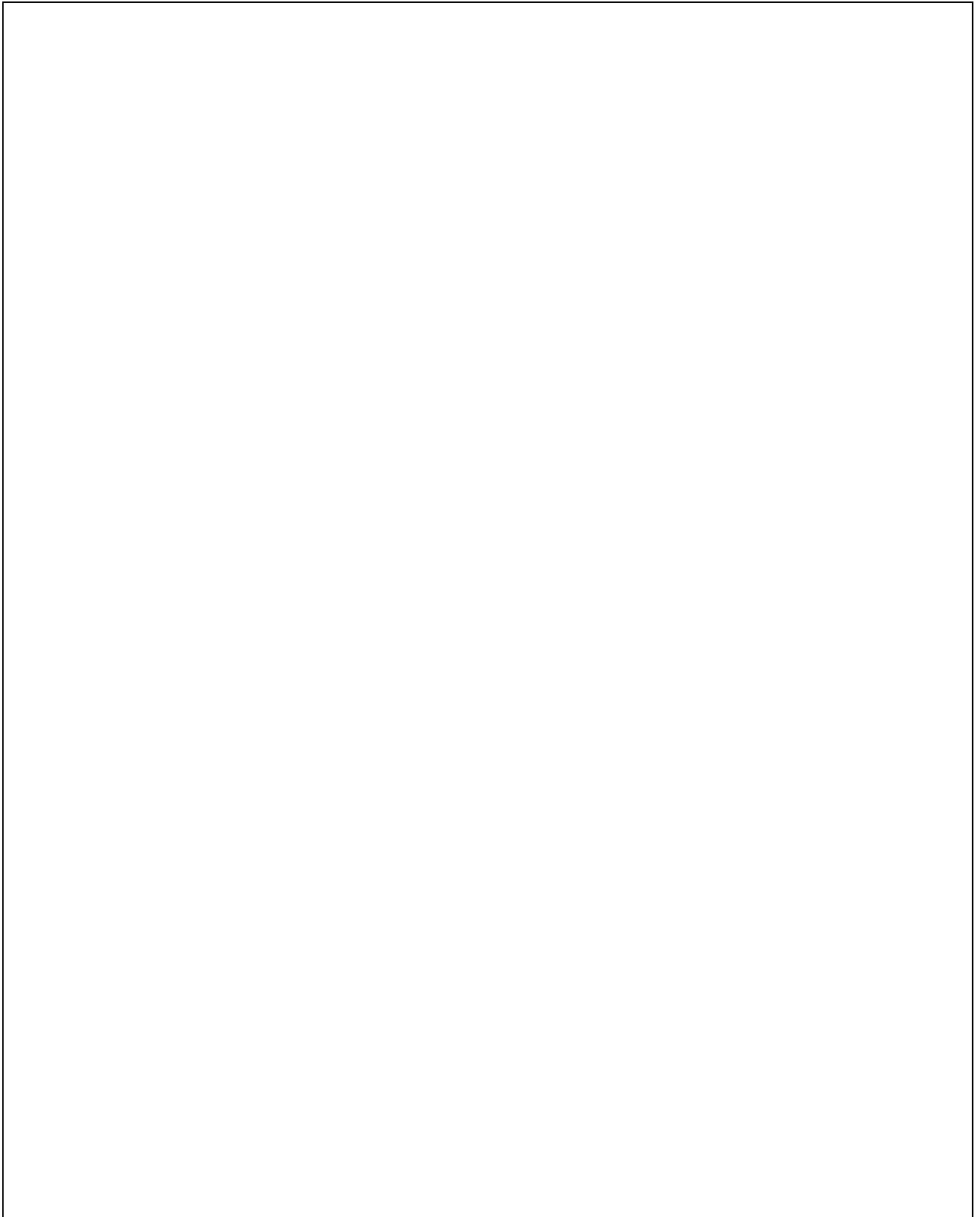


9 工場等建屋の平面図



10 工場等の主要施設の配置図

(注)敷地全図を図示してください。



別記第4号様式(第5条関係)

産支第 号
平成 年 月 日

(企業名)

(代表者名) 様

熊本県知事

適用事業所指定書

リーディング企業育成支援事業費補助金(投資分)交付要項第5条第2項の規定により、適用事業所として下記のとおり指定します。

記

1 事業所の名称

2 事業所の所在地

3 本社の所在地

4 代表者氏名

5 事業種目

6 指定についての条件

(1)平成 年 月 日申請に係る施設等について適用します。

(2)公害関係法令の規定に違反し、勧告及び改善命令に従わない場合においては、適用事業所の指定を取り消します。

別記第5号様式(第6条関係)

年 月 日

熊本県知事 様

所在地

名 称

代表者氏名

印

事業開始報告書

平成 年 月 日付け産支第 号をもってリーディング企業育成支援事業費補助金(投資分)交付要項第5条第2項の規定による適用事業所として指定を受けました当事業所は、下記のとおり事業を開始しましたので報告します。

記

1 事業所の名称

2 事業所の所在地

3 着工年月日

完了年月日

4 操業開始年月日

5 操業開始時における従業員数

区 分	総員数	男	女
既存部分			
新・増設部分			
合 計			

事業開始報告書添付書類一覧

1 土地取得状況明細表

取得者 住所・氏名	旧所有者 住所・氏名	物件の所在	地目	面積 (㎡)	取得価格 (円)
合 計					

- ・ 土地売買契約書（写） 農地転用許可書（写） 字図を添付してください。

4 決 算 月

5 関与税理士の住所、氏名

住 所

氏 名

電 話

6 本報告書作成者氏名

所 属

役職名

氏 名

(本件についてお尋ねすることがありますので、実質的な工場等内の作成者の方を記入してください。)

7 その他の添付書類

(1) 建築確認通知書(写)又は工事着工届(写)

(2) 図面 a 工場等建屋平面図
 b 敷地内主要施設配置図

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 所在地
名称
代表者氏名 印

リーディング企業育成支援事業費補助金(投資分)交付申請書

リーディング企業育成支援事業費補助金(投資分)として金 円を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第3条及びリーディング企業育成支援事業費補助金(投資分)交付要項第8条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 適用事業所指定書の日付及び番号
- 2 事業種目
- 3 事業所の名称
- 4 事業所の所在地
- 5 操業開始年月日
- 6 補助金額算定基礎
 - ・投下固定資産額 円
 - ・新規雇用者数 人

(内訳)

ア 県内での新規雇用に伴う者	人
イ 県外からの配置転換に伴う者	人

別記第7号様式（第8条関係）

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 所在地

名 称

代表者氏名

印

リーディング企業育成支援事業費補助金（投資分）実績報告書

リーディング企業育成支援事業費補助金（投資分）交付要項第8条第2項の規定により
関係書類を添えて申請します。

記

- 1 適用事業所認定書の日付及び番号
- 2 事業種目
- 3 事業所の名称
- 4 事業所の所在地
- 5 補助金額算定基礎

区 分	投下固定資産額（千円）	
	所要金額	支払済額
土 地 建 物 構 築 物 機 械 装 置 試 験 器 具 そ の 他		
合 計		

区 分	総 員
既存部分	
新・増設部分	
合 計	

別記 8 号様式（第 9 条関係）

産支第 号
平成 年 月 日

（企業名）

（代表者名） 様

熊本県知事

リーディング企業育成支援事業費補助金（投資分）の交付決定及び額の確定通知書
平成 年 月 日付けで申請のありましたリーディング企業育成支援事業費補助金（投資分）については、熊本県補助金等交付規則第 4 条の規定により金 円を交付し、併せて同規則第 1 4 条の規定により同額に確定しましたので通知します。
今後ますます御発展され、本県経済に大きく寄与されることを期待します。

別記9号様式(第10条関係)

リーディング企業育成支援事業費補助金(投資分)交付請求書

平成 年 月 日付け産支第 号で交付確定の通知があったリーディング企業育成支援事業費補助金(投資分)として、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条の規定により請求します。

記

請求額 金 円

	銀行	支店
口座振替払	口座番号	
	口座名義	
直接払		
送金払		

年 月 日

所在地

名称

代表者氏名

印

熊本県知事

様